

議案第 73 号

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例

清水町学校給食センター条例（昭和 40 年清水町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

別表幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。